

国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント調査委員会要項

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成18. 6. 1
平成26. 4. 1

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則第11条に基づき、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、迅速かつ適切に対処することを目的とする。

(設置)

第2 国立大学法人群馬大学に、第1の目的を達成するため、ハラスメント調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第3 委員会は、関係者から事情聴取等を行い、ハラスメントに係る事実関係の調査を行うものとする。

2 委員会は、調査の結果を学長に報告するものとする。

(組織)

第4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事のうち学長が指名する者

(2) 当事者が所属する学部等(当事者が大学教員の場合は主担当を命ぜられた学部等という。以下同じ。)の長(当事者が事務系職員の場合は直属の監督者)

(3) 前号の学部等の長以外の学部等の長のうち学長が指名する者(当事者が事務系職員の場合は直属の監督者以外の者のうち学長が指名する者)

(4) 当該苦情相談に対応した相談員

(5) 当該苦情相談に対応した相談員以外の相談員のうち学長が指名する者

(6) 総務部長

(7) その他学長が指名する者

2 委員会は、任務の完了とともに解散するものとする。

(委員長)

第5 委員長は、第4の第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第6 委員は、関係者のプライバシーを尊重し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第7 委員会の事務は、総務部人事労務課において処理する。

附 則

この要項は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。